



社会福祉法人 晋栄福祉会 認定こども園 城東ちどり保育園 入園重要事項説明書

あなたが希望する認定こども園について入園する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。
分からないこと、分かりにくいことがあれば遠慮なく質問してください。

1 法人について

事業者名称	社会福祉法人 晋栄福祉会（しんえいふくしかい）
代表者氏名	理事長 濱田 和則
法人住所	〒571-0026 大阪府門真市北島町12番20号
法人設立年月日	昭和54年2月15日

2 保育園について

施設の種類	認定こども園
事業所名称	認定こども園 城東ちどり保育園
認定こども園認可日	平成27年4月1日
認定こども園許可番号	2710051001289
代表者氏名	園長 山本 信吾（やまもと しんご）
事業所所在地	〒536-0021 大阪府大阪市城東区諏訪3丁目6番33号
連絡先	電話番号 06-6167-3755 ファックス番号 06-6167-3855
ホームページ	http://www.chidori.or.jp/hoiku_joutou/
利用定員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定こども以外の児童 9名 <2号認定子ども> 満3歳児以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 201名 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 92名

3 法人理念

『DO FOR OTHERS』

- ・ 情熱をもち行動する
- ・ 前進と振り返り、時に回り道も
- ・ あらゆる工夫で、いろいろな方法で
- ・ よくコミュニケーションをとり連携を
- ・ すべては地域に住む人々と自らの幸福と福祉のために

4 園の方針

本園は児童福祉法の理念に基づき、大切な乳幼児期に人間形成の基礎を培うために必要な養護と発達に即した教育を行い、健康で豊かな人間性と基礎的な教養を身につけたお子さま達を育てることを目標としています。

『よく食べ よく遊び よく寝る』

- ① 元気で生き生きした子ども（生命的発達）
- ② 明るく心豊かな子ども（情緒的発達）
- ③ のびのびと戸外あそびを楽しむ子ども（健康的発達）
- ④ 友だちとよく遊び、互いに認め合える子ども（人間関係的発達）
- ⑤ 自然と触れ合う子ども（環境的発達）
- ⑥ 言葉での表現を楽しむ子ども（言語的発達）
- ⑦ 自分で考え工夫する子ども（表現的発達）
- ⑧ 楽しく食べる子ども（食育的発達）

上記のような子どもに育てるためにはご家庭の協力も是非必要ですので、よろしくお願いいたします。

5 当園における施設・設備などの概要

(1) 施設

敷地	999.11 m ²	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 4階建てのうち4階
	延べ床面積	1,590.46 m ²
園庭	356.91 m ² 屋上 476.90 m ²	

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1	0歳児保育室
ほふく室	1	0歳児保育室
保育室	11	1歳児・2歳児・3歳児・4歳児・5歳児保育室
遊戯室（ホール）	1	ランチルーム含む
調理室	1	
一時預り保育室	1	保育室
病後児保育室	2	保育室・安静室
事務室	1	医務スペース含む

6 幼児教育・保育などの内容

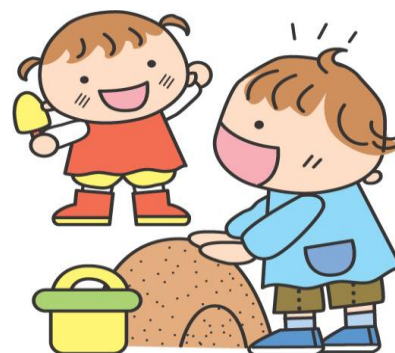
- (1) 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。
- (2) 幼保連携型認定こども園は、保護者の就労などにかかわらず受け入れ、教育と保育を一体的におこないます。また、病気等により保育を必要とする乳幼児を、保護者にかわって保育するところです。
- (3) 保育は、乳幼児を「養護するはたらき」と「教育するはたらき」が一体となったものです。子どもたちの健全な育成をめざして、目標を設定し、それをもとに年齢や発達に応じた保育を行います。※お子さまの望ましい成長には、規則正しい生活リズム・生活習慣を身につけることが大切です。そのために、家庭と保育園とが連絡をよくとり協力し合ひましょう。
- (4) 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況
地域社会の中で、障がいのあるお子さまとないお子さまが共に育ちあうことを基本的な考え方として、特別支援教育・障がい児保育を行っています。

- (5) 認定こども園 城東ちどり保育園では遊びや生活を通して学びの芽生えを大切に育てていきます。
- ・保育内容のなかで、毎日の絵本の読みきかせをとおして「話を聞く力」「見る力」「想像する力」を育てます。
 - ・日々の生活から形や色、物の大小などの比較、文字や数の概念などを知り、遊びのなかから興味を育めるようにしています。
 - ・丈夫なからだづくりをめざして、乳児期より日々の遊びでからだを動かすあそびを行い、2歳児以上では保育内容に体育指導を取り入れています。
 - ・食につながる活動として菜園活動をおこない、栽培をとおして植物の生長を知り、収穫の経験から食への感謝の気持ちを育みます。
 - ・異年齢児活動を積極的に取り組み「人とかかわる力」を育てていきます。

7 職員の職種 令和5年度4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長	園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理、所属職員を指導、園児の保育をつかさどる	1	1		
主幹保育教諭	所属職員の指導	2	2		
保育教諭	乳幼児クラスの保育	34	18	16	
保育士	乳児クラスの保育	1		1	
保健師	園児の健康管理、育児相談、アレルギー児対応、薬剤管理確認	1		1	
看護師	園児の健康管理、薬剤管理確認	2	1	1	
保育補助	保育士の補佐・園児の保育の補助	3		3	
栄養士	園児の栄養管理	委託会社（株式会社魚国総本社）			
調理員	給食調理				
事務員	事務処理	1		1	
警備員	駐輪場、駐車場誘導、門前警備	1		1	

当園では「大阪市幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第100号。以下「条例」という。）」の定めに基づき、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職員を配置しています。



<各職種の勤務体系>

職種	勤務時間
園長	7:00~20:00 うち8時間勤務 シフト制
副園長	7:00~20:00 うち8時間勤務 シフト制
主幹保育教諭	7:00~20:00 うち8時間勤務 シフト制
保育教諭	7:00~20:00 うち8時間勤務 シフト制
保育士	7:00~20:00 うち8時間勤務 シフト制
保健師	8:30~17:30
看護師	7:30~19:30 うち8時間勤務 シフト制
保育補助	7:30~19:30 うち4~8時間勤務 シフト制
栄養士	8:00~16:00
調理員	8:00~16:00
事務員	10:00~16:00・8:45~17:45
警備員	8:30~10:30 16:00~18:00

※ローテーションにより、各保育士の勤務日は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

8 保育の利用について

(1) 休園日について

①休 日……日曜日・国民の祝日・年始（1月1日）

②その他（家庭協力日）……年末年始準備日（12月29日、12月30日、12月31日
1月2日、1月3日）

新年度準備日（3月31日） ※31日が日曜日の場合は30日

③土曜日の保育は、食数の把握のため前月15日（15日が休日の場合は16日）より前月最終土曜日までに土曜日予約表の提出をお願いします。（事務室にて予約表をお渡しいたします）

※休日保育の利用については事前の登録が必要です。

※休園日については変更する場合がありますのでご了承のうえご利用ください。

※家庭協力日の日程を変更する場合があります。職員の研修等のために家庭協力日をお願いする場合があります。

※家庭協力日とは、保育の向上を図るための準備や研修の時間として、できるだけ家庭保育の協力をお願いしているものです。

(2) 保育時間について

保育時間は、原則として保育の必要な事由に該当することが必要です。

保護者の勤務証明書もしくは保育が必要な事由についての証明書などを提出していただきます。

（実際に保育を提供する日および時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し当園と協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

① 保育標準時間の認定の方は7:00~18:00（最大11時間）の範囲内で保育の利用ができません。

② 保育短時間の認定の方は8:00~16:00（最大8時間）の範囲内で保育の利用ができます。

③ 延長保育

保護者の勤務時間などにより保育の必要量の利用時間内に、送り迎えができない方のために、延長

保育を実施しています。ご利用には、保育園長の承認が必要です。（申請書・勤務証明書を提出願います。）また、延長保育については延長保育料を負担していただきます。

7:00	8:00	16:00	18:00	20:00
保育標準時間利用			延長保育	
延長保育		保育短時間利用		延長保育

- ④新しく入園した子どもにとって、長時間の集団保育と環境の変化は心身ともに、大きな負担となります。したがって入園当初一週間ほど、保育園の生活に慣れるよう、短時間の保育を行います。ご協力ください。

9 保育料・その他の費用

(1) 保育料・諸費用について

- ①保育料、諸費用は、原則口座引き落としとなります。法人指定の金融機関の口座より口座引き落としとなります。引き落とし日までに入金しておいてください。
- ②振替日は、原則として25日です。（25日が土日祝の場合は、翌営業日となります。）
- ③保育園を休まれても、原則保育料は月額分をお支払いいただきます。
- ④毎月必要となる料金は下記のとおりです。口座引き落とし日までに口座へ入金をお願いします。

* 保育料（保護者の所得に応じて市が保育料を定めます）

* リネン（寝具）代金（0歳児～4歳児） 月1,300円

* 諸費用（主食費および食育にかかる費用）（3歳児以上）月7,900円

内訳 3,000円(主食費)、4,900円(副食費)

<保育標準時間認定の延長保育料金>

* 延長保育料（保育標準時間認定の延長保育料は月極め前納です）

* 延長保育料は利用する時間帯により異なります。

18:00～19:30 月極2,900円

18:00～20:00 月極5,900円

保育標準時間認定で延長保育を申請されていない方が保育必要時間以降に降園された場合、別途料金を請求（10分ごとに100円）いたします。

<保育短時間認定の延長料金>

8:00以前	}	10分 100円	（月極の設定はありません）
16:00以降			

* 保育標準時間認定・短時間認定にかかわらず、やむを得ず最終保育時間以降（午後8:00）以降に降園された場合は30分につき1,000円請求いたします。

超過料金は保育料その他 諸費用と一緒に引き落としとなります。

なお、生活保護世帯（第一階層）、市民税非課税世帯（第2階層）のうち母子家庭世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯については延長保育利用料を免除、減免することができます。

10 入所・退所について

（入所）入所は利用申込者の内、児童福祉法第24条の規定に基づき市町村が入所決定とした者としてします。なお、利用申込者に対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を説明し、利用申込者の同意を得なければなりません。

（退所）施設長は、次の各号に該当するときは、市町村長に報告し、その指示を得て退所させることができます。

- (1) 保護者が退所を申し出たとき。
- (2) 入所児が長期にわたり入院し、退院の見込みがないとき。
- (3) 市区町村長から通知があった場合。
- (4) その他、入所を継続することが適当でないとき。
- (5) カスタマーハラスメントの防止

園児、保護者、地域社会との信頼関係を築き、保育・教育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。外部講師による職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築等を行います。

カスタマーハラスメントが発生し、十分な教育・保育の提供が困難と判断した場合、(関係機関等と協議の上) 退園となる場合があります。

1 1 生活ときまり

(1) 送り迎えについて

①送り迎えは原則として保護者がしてください。やむを得ない場合は、保護者に代わり責任もてる人を前もって連絡してください(原則中学生以下の送り迎えは不可)。その際、門扉インターホンに園の発行する保護者カードを必ず提示してください。(提示いただけない場合、送り迎えをお断りする場合があります)

②登園が遅くなる時や休む時は、必ず午前9時00分までに連絡してください。(給食食数締め切り)

③送り迎えの時には1階にあるタッチパネルで送り迎えをされる方が登降園の手続きをおこなってから、保育室へ行ってください。

各保育室入口ホワイトボードの連絡事項などを確認していただき、必ず職員に声をかけてください。

④出入りの時には、門扉は必ず閉めてください。

⑤出来るだけ車での通園はお控えいただくようお願いいたします。近隣へのご迷惑になりますので、路上駐車はご遠慮ください。

やむを得ず車での送り迎えの場合は、保育園の駐車場をご利用ください。

朝夕の一定の時間、園外保育などの集合時間前や、天候の悪い日などは駐車場が大変混み合います。登降園の時間帯に自転車の駐輪台数が多くなった際、駐車場を駐輪スペースへ変更する場合があります。

園の行事の日には駐車場はご利用できませんので、お近くの有料等パーキングなどをご利用ください。

(2) 給食について

当園は給食調理業務を以下の事業者にて委託しております。

※下記事業者については変更することがあります。

事業者名：株式会社 魚国総本社

所在地：大阪市中央区道修町1丁目6番19号

連絡先(大阪本部)：電話06-6478-5700 FAX06-6478-5702

♪アトピーやアレルギーで
除去食が必要な場合は
ご相談ください

①子どもたちの健全な発育に必要な栄養を取るため、バランスのとれた献立を工夫しています。

献立表は、毎月のおたより(給食だより)でお知らせしますので参考にしてください。

②楽しい雰囲気の中で食事をしながら、望ましい食生活習慣が身につくように気を配ります。

♪食前の手洗い ♪食前・食後のあいさつ ♪正しい姿勢で食べる ♪偏食をしない 等

③保育園の給食は、次のようになっています。

	午前おやつ 9:30	昼食	3時おやつ
0歳児	お菓子・お茶	11時すぎ	15時頃
1歳児	お菓子・お茶	11時すぎ	15時頃
2歳児	お茶	11時すぎ	15時頃
3歳児		11時すぎ	15時頃
4歳児		11時すぎ	15時頃
5歳児		12時半	15時頃

安全、安心な給食をめざし、2大アレルゲン（卵・乳製品）を使わない給食を提供しています。アレルギーマニュアルに沿ってアレルギー児の除去食・代替食に対応しております。

幼児の3～5歳児の主食費は負担していただきます

延長保育児…夕方（午後6時20分ごろ）に軽い間食を用意しています。



④展示食 毎日お子さまが食べた給食を展示しております。お迎えの時にご覧ください。

（3）ひるねについて

成長の著しい乳幼児にとっては、心身の疲れをいやすために「ひるね」は欠かすことができないものです。

毎日の「ひるね」の実施にあわせて、衣服の着脱なども身につくようにしています。

全員、個人用ベッドを使用します。清潔な寝具で心地よく体を休めます。

発育の過程、年齢に応じひるねの実施を行わない場合があります。

寝具は毎週定期的に殺菌・洗浄されたものと交換いたします。（リース使用となります）汚染時等は殺菌・洗浄されたものと随時交換いたします。

（4）服装と持ち物について

①服装

（ア）クラスの服装は活動しやすく、上下離れた衣類（ズボン）で脱いだり着たりしやすいものにしましょう。2歳児は園指定の体操服で過ごします。3歳児以上は制服で登降園します。登園後、体操服に着替えてください。

（イ）薄着の習慣を付け、肌着は清潔で吸湿性のあるものを選びましょう。

（ウ）足に合う運動靴を履かせましょう。（つっかけやサンダル、長靴やブーツなど活動時は危険です）

②持ち物（別紙参照）

（ア）持ち物はクラスごとにくわしくお知らせします。

（イ）持ち物や身につけるものには必ず「名前」を書いてください。

※同じような靴・ズボン・Tシャツ等がたくさんあります。

（ウ）おもちゃやお金、食べ物などは持たせないように気をつけましょう。（アナフィラキシー考慮）

1 2 保健衛生・健康管理

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(嘱託医は変更する場合があります。)

(1) 嘱託医

医療機関の名称	さくらクリニック (内科)	椿井歯科医院
医師名	小松 重幸	椿井 則行
所在地	大正区三軒家西 2-13-15	城東区諏訪 2-4-19 光電気ビル 2階
電話番号	06-6556-1515	06-6967-7600

(2) 定期健康診断等について

	内科健診	歯科健診
春	全児童	全児童
秋	全児童	

尿検査 (2歳児以上) …年1回行います。

※結果はその都度お知らせします。

発育測定は、月1回行います。

視力検査は(3、4、5歳児)…4・5歳児は年2回、3歳児は年1回行います。

聴力検査は(4・5歳児)…年1回行います。



(3) 病気の時の対応について

①お子さまにとって病気の時は、「家庭における安静」と「温かい看護」がなによりです。

保育中に発病・発熱した場合は連絡をしますのでお迎えにきていただくようお願いいたします。

保護者の方とは必ず連絡がとれるようにしておいてください。

なお、病状急変などの緊急事態が発生した場合には、園より医療機関および保護者(緊急連絡先)などへ速やかに連絡を行い、受診をおこなうこともあります。

②保育園では原則として「薬」の投与はしていません。やむをえない場合はご相談ください。

(薬剤情報提供書を提出していただきます)

③感染症等にかかった時や食中毒などになった場合は、休ませてください。医師の指示に従って、他のお子さまへの感染の心配がなくなってから登園してください。登園する場合は「登園許可書」の提出をお願いします。(登園許可書はホームページよりダウンロードできます。)

※嘔吐があった場合、また座薬を使用した際は24時間はご家庭で療養してください。

④保育中の発熱等により感染の恐れがある場合はなるべく保育室以外での場所(事務室等)で安静に過ごすように配慮します。

⑤食中毒について、病原性大腸菌(O157)、その他食中毒の予防について、ご家庭でも十分気をつけてください。

⑥感染症を発症した園児が急増した場合やきょうだいが感染症を発症した場合など、感染拡大防止のために発症していないお子さまにもできるだけ家庭での保育をお願いすることがあります。

(主な感染症) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・百日咳・麻疹(はしか)・風疹(三日はしか)・水ぼうそう・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・アデノウイルス感染症・流行性角結膜炎(はやり目)・とびひ・RSウイルス感染症・感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス) その他

(4) 危機管理について

- ①当園では安全上の観点により門扉を電気錠にて管理しております。
- ②平日の朝/夕の登降園の多い時間帯には警備職員を配置しております。
- ③当園は下記事業者との契約により建物管理、各階に緊急用ブザーの設置による緊急対応を委託しております。※事業者は変更する場合があります。

事業者 総合警備保障 株式会社 大阪北支社

大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル

電話 06-4795-6700 FAX 06-4795-6710

- ④園での保育中の事故等に対しては損害賠償保険に加入しております。

保険の種類	保険の内容
日本スポーツ振興センター災害共済	災害共済給付
保育所の損害補償(全国社会福祉協議会)	傷害事故補償
普通傷害保険(AIG損害保険株式会社)	傷害事故補償

(保険会社は変更する場合があります)

※日本スポーツ振興センター災害共済に関しましては入会金が年240円保護者負担となります。

掛金は入園後、進級時に請求いたします。

⑤非常災害時の対策

非常時の対応	園の定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	自動火災報知機・消火器・非常警報器具・誘導灯・スプリンクラー・避難器具・非常食常備
避難・消火訓練	避難訓練・毎月実施 消火訓練・年1回実施

⑥虐待防止のための措置に関する事項

- ・年1回職員に対して虐待防止研修を実施
- ・虐待防止マニュアルの作成、運用

⑦SIDS(乳幼児突然死症候群)対策

0歳児・・・5分ごとに確認(顔の向き、おう吐、顔色、熱、呼吸)

1、2歳児・・・10分ごとに確認(顔の向き、おう吐、顔色、熱、呼吸)

⑧全クラスに空気清浄機(プラズマクラスター)、加湿器を設置しております。

⑨その他

行事などで発生した費用に関しては事前に説明のうえ別途請求させていただく場合があります。

運営上及び物価事情等により金額を改訂させていただく場合があります。

13 「よい子ネット」メール配信システムについて

当園では保護者の方にメールアドレスを登録いただき、メールで園の緊急連絡・通知を一斉に送信できるシステムを備えております。

1.4 「ライブカメラ動画」について

「ライブカメラ」を保育室に設置し、一定の時間帯、ライブカメラに映る範囲での保育室等の保育中の様子をパソコンや携帯電話で動画もしくは静止画にてご覧いただけるシステムも備えております。パスワードを通知させていただいた保護者の方のみご覧いただけるシステムとなっており、パスワードは安全上の確保のため、定期的（年1回以上）に変更する設定になっております。利用時間帯や利用日に関しては園で管理運用させていただきます。映像配信は運用上のトラブルなど諸事情により予告なく中止させていただくこともありますのでご了承ください。

1.5 個人情報の取り扱いについて

○写真、映像等の掲示・掲載について

園で撮影する写真・映像等の中で園児と特定でき得る情報を掲示・掲載することがあります。その際には保護者の方にあらかじめ同意・了解をいただくこととなります。（例：ホームページや法人・園機関誌での写真掲載など）ご都合が悪い場合は園にお申し出ください。

○撮影された写真および動画などインターネットを介して、投稿および配信するのはお止めください。

○医療機関（かかりつけ医、緊急時の受診先、医療機関受診時）について

保育園の管理下において、医療機関の受診が必要と判断された場合にかかりつけの医療機関に連絡をとることがあります。保護者の方に連絡が取れない場合もありますので、かかりつけの医療機関をご提示ください。また、やむを得ず救急搬送が必要になった場合の救急搬送先についてもご提示ください。

○医療機関受診時の個人情報取り扱いについて

園から医療機関に受診した際、保護者の方に連絡が取れない場合は、引率した職員が保護者の方に代わって医療機関からお子さまの病気やけがの状況に関する説明をうけることをご了承ください。

1.6 当園の保育事業に関するご相談、ご意見、ご要望について

- （相談窓口責任者）園長 山本 信吾
- （相談窓口担当者）副園長 村上 真由美
- 主幹保育教諭 福井 真実
- 池上 美和子
- 第三者委員 なかよし福祉会 会長 水崎 勝

※第三者委員とは、利用される方の権利を保障するとともに保育サービスの質の向上を図るよう助言などを行う役割を担います。公平性・中立性を守るため、専門家、学識経験者などから選考します。

○大阪府社会福祉協議会 運営適正委員会（福祉サービス苦情解決委員会）

大阪府中央区谷町7-4-15 大阪社会福祉会館2階

○もしくは、城東区 保健福祉センター 保健福祉担当窓口

電話06-6930-9857までお問い合わせください。

○「意見箱」の設置

随時ご意見等を投函いただけるように園内に意見箱を設置しております。

1.7 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成21年度	実施済み
自己評価の実施状況	毎年度	実施

18 園児の利用状況（令和5年度4月1日現在）

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
0歳児	18人	18人	19人
1歳児	32人	32人	32人
2歳児	36人	36人	36人
3歳児	47人	47人	41人
4歳児	47人	47人	43人
5歳児	45人	40人	43人

19 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令などを受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

20 その他

- ①利用の開始について、2号認定子ども・3号認定子どもの方はお住まいの市町村より発行された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書に同意された後に教育・保育の提供を開始します。
 - ②新しく入園したお子さまにとって、長時間の集団保育と環境の変化は心身ともに、大きな負担となります。入園当初お子さまの様子に合わせて、保育園の生活に慣れるようにしばらくの間、短時間の保育を行います。ご協力ください。
 - ③行事予定などは、毎月のおたよりやその他園内の掲示文などでお知らせします。
 - ④「異動届」について
住所・名前・勤務先などが変わった時はお知らせください。なお、緊急連絡先などの変更時も速やかにお知らせください。
 - ⑤利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
- ※わからないことや相談などがありましたら、いつでも職員におたずねください。

説明者	㊟
氏名・職名	

○入園申し込み

貴園への入園を申し込みます。また、貴園に入園するにあたっては、貴園の保育園入園重要事項説明書にあります諸規則その他取り決めに遵守いたします。

申込年月日	令和 年 月 日
住所	大阪市
保護者氏名	㊟
児童氏名	㊟
生年月日	平成・令和 年 月 日

